

見附市告示第 8 号

長岡都市計画の変更に関する変更案の縦覧について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する、同法第17条第1項の規定により、都市計画変更案を次の通り縦覧に供する。

当該長岡都市計画の変更案に対し、意見がある時は、縦覧期間内に見附市に意見書を提出することができる。

令和6年1月10日

見附市長 稲田 亮

記

1. 長岡都市計画の変更案の縦覧期間

自 令和6年1月19日（金）
至 令和6年2月 2日（金）

2. 長岡都市計画の変更案の縦覧場所

見附市昭和町2丁目1番1号
見附市 都市環境課 都市・住宅政策係

3. 意見の提出期間

上記縦覧期間中